

答申

第1 審査会の結論

富山県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定処分（令和5年8月31日付け教第207号。以下「本件処分」という。）に関し、判決文において非開示とした内容のうち、裁判所ウェブサイトの裁判例情報で公開されている記載部分を開示すべきである。

第2 事案の概要

1 開示請求等

審査請求人は、令和5年7月23日付けで、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求を行った。

〔 2023年7月5日に判決が出された、滑川市の中学校教員の過労死裁判に関わる資料の
受け取った訴状、提出した答弁書、判決文の開示を求める。 〕

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、本件開示請求に対し、条例第11条第1項の規定により本件処分を行った。

ア 本件開示請求に係る対象公文書

教育委員会教職員課が保有する、2023年7月5日に判決が出された、滑川市の中学校教員の過労死裁判に関わる資料の受け取った訴状、提出した答弁書、判決文

イ 開示をしない部分及び理由

（開示をしない部分の概要）

氏名、生年月日、住所等

（理由）

富山県情報公開条例第7条第1号及び第2号に該当

(2) 本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年10月5日付けで、行政不服審査法第2条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書等によれば、概ね次のとおりである。

1 趣旨

請求内容に従った対象資料の未公開分の開示を求める。

2 理由

裁判所ウェブサイトの裁判例情報にて、判決文が公開されているが、富山県が開示した判決文は誰しもが見られる情報にも関わらず、既に公表されている内容以上に一部を黒塗りし、「部分公開」として開示した対応には合理的根拠が見当たらない。

よって、富山県としても、既に公表されている資料と同等の形で、全面的に公開すべきであると考ええる。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び審査会での意見聴取等によれば、概ね次のとおりである。

1 実施機関が裁判資料を非開示とした根拠は次の(1)(2)のとおりである。

(1) 条例第7条本文では、実施機関は、開示請求があったときは、非開示情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないことが規定されている。また、同条第2号においては、個人に関する情報について原則として個人が識別できる場合は非開示とする。但し、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（以下、「公知情報」という。）」は非開示情報から除くと規定されている。

(2) 裁判所には閲覧制度があり、請求を行うことにより訴訟記録を閲覧することができるものとされている。

実施機関では、上記(1)と(2)から条例第7条第2号と裁判所の閲覧制度の関係を、次のとおり判断のうえ、個人に関する情報（氏名、生年月日、住所等）の部分为非開示とする本件処分を行った。

裁判所の閲覧制度と本県の情報公開制度は、その制度理念が異なるうえ、訴訟記録の閲覧にも例外規定があり、あらゆる場合に閲覧できることにはなっていないことから、裁判所で閲覧できる情報であっても公知情報には該当しない。よって、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報に該当する情報は非開示とする。

2 1の考え方に基づき、個人に関する情報（氏名、生年月日、住所等）の部分为非開示とする本件処分を行ったものの、本件審査請求を受けて、裁判所ウェブサイトにある裁判例検索において判決文の検索を行ったところ、本件処分に関する裁判の判決文が、個人が特定されるなど一部の情報を除き、公開されていることが認められた。このため、上記により公開されている部分は、条例第7条第2号アに該当する公知情報であると認められることから、同号に規定される個人情報であっても、当該箇所を非開示とする理由は消滅している。よって、本件処分を取り消し、裁判所ウェブサイトにおいて公開された部分を開示する旨の部分開示決定を改めて行いたいと主張している（が、実際には上記の対応はなされていない）。

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象公文書について

本件審査請求に係る対象公文書は、令和5（2023）年7月5日に判決が出された、滑川市

の中学校教員の過労死裁判に関わる資料として、実施機関が受け取った判決文であり、審査請求人は、判決文の非開示箇所と実施機関の非開示箇所が異なることに関して、適正な開示を求めると主張している。

このため、本件対象文書は、判決文について、実施機関が非開示とした箇所が妥当であったかを審査する。

今回、審査請求人が指摘している判決文は裁判所ウェブサイトに掲載されているが、非開示（アルファベット、記号で置き換え）になっている箇所は、原告及び原告らの被相続人（以下「被相続人」という。）の個人名、生年月日、被相続人の大学卒業年月及び勤務歴、被告滑川市の中学校名及び校長名、校長が勤務していた期間、本件中学校3学年の学年主任名及び在職年度並びに個別の医療機関名である。

これに対して、実施機関が非開示とした箇所は、判決文で非開示とされている箇所より相当多い。

2 本件処分の妥当性

本件処分における非開示部分（以下「本件非開示部分」という。）について、実施機関は、条例第7条第1号及び条例第7条第2号に該当することを非開示理由としている。

以下、本件非開示部分が条例で定める非開示事由に該当するかどうか、順次検討する。

(1) 条例第7条第1号（法令秘情報）の該当性について

条例第7条第1号には、法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関の指示により、公にすることができないと認められる情報は、非開示情報とする旨規定されている。

審査会において、非開示部分を見聞したところ、条例第7条第1号に該当する部分はないと判断した。また実施機関の意見聴取等において確認したところ、条例第7条第1号により非開示とされる情報は含まれておらず、記載誤りである旨の回答があった。

このため、部分開示決定通知書の「開示をしない部分及び理由」欄に記載されている「条例第7条第1号」の記載は誤りである。

(2) 条例第7条第2号（個人情報）の該当性について

条例第7条第2号には、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述等により、他の情報と照合する場合を含め、特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当するものを除き、非開示情報とする旨規定されている。

ア 条例第7条第2号ただし書アの該当性について

条例第7条第2号ただし書アは、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については、個人情報であっても非開示情報とはしない旨規定している。

まず、本件審査請求の対象となっている判決文について、新聞での報道がなされているか、また、裁判所ウェブサイトに掲載されているかなど、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報であるかについて審査した。

この点に関し、最高裁判所から示されている平成29年2月17日付「下級裁判所判例集に掲載する裁判例の選別基準等について」（事務連絡）によると、原則として、判決言

渡日（決定告知日）の翌々日までに、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞及び日本経済新聞（以下「日刊紙4紙」という。）のうち2紙（地域面を除く。）に判決等の判断が掲載された事件について、裁判書を下級裁判所裁判例速報に掲載することとされており、また、これ以外の場合であっても、各庁の判断で、社会的な影響等に鑑みて、広く情報提供をすることがふさわしいと特に認められる事件の裁判書を掲載することもできることとされている。このことから、裁判所が社会的な影響等に鑑みて、広く情報提供をすることがふさわしい事件と判断した事件について裁判所ウェブサイトに掲載されていることがうかがえる。

審査会で確認したところ、今回の事案は、判決の翌日に日刊紙4紙及び地元新聞に掲載されており、上述の選別基準を満たしていることから、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報であると判断した。

次に、公文書開示請求から開示決定までの間に、本件審査請求の対象となっている判決文が裁判所ウェブサイトに掲載されていたかどうかについて検証した。

この点に関し、裁判所ウェブサイトに掲載されている事例を調べたところ、判決から概ね半月後には裁判所ウェブサイトに掲載されていた。今回の事案は、令和5（2023）年7月5日に判決があった後、同月23日に開示請求があり、同年8月31日に実施機関が開示決定を行い、判決から開示決定まで約2か月の期間があった。

このことから、遅くとも実施機関が開示決定した時期には、判決文は裁判所ウェブサイトに掲載されていたと思われ、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報であると判断できる。

したがって、審査請求人が主張する、判決文に係る非開示部分のうち、裁判所ウェブサイトに掲載され公にされている部分については、条例第7条第2号ただし書アに規定する公知情報であると認められる。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 付言

公文書部分開示決定通知書の開示をしない部分及び理由欄に、「富山県情報公開条例第7条第1号」との記載があったが、実際にはその理由で非開示とした個所はなく、非開示と判断した理由も記載されていない。条例第13条の2では、「実施機関は、…開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、各条各号に規定する書面によりその理由を示さなければならない。」としており、また、「富山県情報公開条例の解釈及び運用の基準」において、「理由の提示は、単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、請求者が拒否の理由を明確に認識しうるものであることが必要」とされていることから、実施機関においては、「開示をしない部分及び理由欄」の記載に当たっては、正確に記載されることが求められる。

また、開示請求対象である判決文の非開示部分を特定するに当たり、実施機関は、公文書開示請求から開示決定までの期間において、裁判所ウェブサイト当該判決文が掲載されて

いることを認識していなかった。一定の基準を満たした判決文が裁判所ウェブサイトへ掲載されることに対する認識が不足していたためと思われるが、今回の事案は大きく報道された事案であるにも関わらず、公知情報となりうる部分の精査が乏しかったと考えられることから、今後、公文書の開示・非開示の判断に当たっては、事案の社会的影響等も鑑みて、実施機関において慎重に精査をすることが求められることを付言する。

第7 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和6年2月22日	・実施機関から諮問書を受理
令和7年7月8日 (第206回審査会)	・諮問事案の概要説明 ・審議
令和7年8月7日 (第207回審査会)	・実施機関からの意見聴取 ・審議
令和7年9月30日 (第208回審査会)	・審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 原 弘 之	弁護士	会長職務代理
神 山 智 美	富山大学経済学部教授	会 長
中 村 正 美	元 富山市社会福祉協議会専務理事	
西 田 隆 文	高岡商工会議所専務理事	
廣 野 聡	弁護士	